

事務連絡

令和6年12月23日

都道府県
各市区町村衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

物価高騰の影響を受けた医療施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、医療施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定で融資しております。

今般の物価高騰の影響を受けて減益となつた医療施設等への資金繰りを支援することにより、経営の安定化に資することを目的として、別紙のとおり、長期運転資金について、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行うこととしました。

つきましては、対象となつた医療施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の関係機関、医療施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線2671）

直通電話：03-3595-2274

令和6年度



福祉医療貸付部

令和6年度物価高騰の影響を受けた施設等に対する 経営資金又は長期運転資金のお知らせ

当機構では、物価高騰の影響を受けた福祉医療施設・事業を支援するため、経営資金および長期運転資金のご融資を実施しております。

《対象となる施設・事業》

前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加が確認でき、かつ、収支差額が減少している施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間)		10年以内（1年6か月以内）
貸付利率		1.100%※1
無担保貸付		原則500万円まで※2
貸付金の限度額	次のうち、いずれか低い金額 • 物価高騰等の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍 • 担保評価額の80% (医療貸付のみ) • 病院：7.2億円 • 介護老人保健施設および介護医療院：1億円 • その他の施設、事業：4,000万円	
保証人	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 利率は令和6年12月23日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。福祉貸付利率表（PDF）もしくは医療貸付利率表（PDF）の

▼利率表はこちら

「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※2 医療貸付においては、償還期間が5年以内の場合のみ無担保貸付をご利用いただけます。



ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/

